

司法試験

基礎知識のインプットとミニ論文演習
会社法～取締役の任務懈怠責任

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 186184

LU18618

基礎知識のインプットとミニ論文演習 会社法～取締役の任務懈怠責任

今回は、会社法の取締役の任務懈怠責任を中心に学習していきます。

なお、このレジュメの重要基本知識の確認のところは、「矢島の速修インプット講座」のテキストの情報の一部を抜粋したものになります。本格的に基本知識を学習したり、論文の答案の書き方を学習したりしたいという受験生は、私が担当している「矢島の速修インプット講座」や「矢島の論文完成講座」を利用してください。

平成30年8月5日（同6日：講義後に誤植の訂正済み）

LEC専任講師 矢島 純一

・記憶する事項

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項に「●」と記号を付しました。特に「●」印の事項については繰り返し学習をして理解と記憶を深めてください。

・理解する事項

論文試験で規範として答案に直接書くことは通常はないが、より深い答案を作成するために内容を理解しておくことが必要な知識に「○」と記号を付しました。

・条文の略記：I = 1項 ① = 1号 本 = 本文 但 = ただし書 前 = 前段 後 = 後段

・短答の問題番号の略記： H23-4 = 平成23年度司法試験第4問 プレ = プレ試験
予 H25-7 = 平成25年度予備試験第7問 サ = サンプル問題

重要基本知識の確認

第3章 取締役・代表取締役・取締役会

2 取締役

(1) 意義

→株式会社は1人又は2人以上の取締役を置かなければならない(326 I)。**取締役会設置会社**では**3人以上**の取締役が必要となる(331 V)。○

・**会社と取締役との関係は委任**に関する規定に従う(330)。○

(2) 取締役の選任

→**取締役の選任**は、**株主総会の決議(普通決議)**でされる(329 I, 341)。○

関連問題：H24 司法論文設問1

(選任)

329条1項 役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第371条第4項及び第394条第3項において同じ。)及び**会計監査人**は、**株主総会の決議**によって**選任**する。

(役員(取締役)の選任及び解任の株主総会の決議)

341条 第309条第1項の規定にかかわらず、**役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。**

309条1項 株主総会の決議は、**定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。**

3 会社の代表

- 取締役会設置会社以外の会社においては、取締役が複数いる場合でも、**取締役各自が代表権**を有し、会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（349 I 本文，同II，同IV）。

- ・ 取締役会設置会社では、**代表取締役**は取締役会で**選定及び解職**される（362 II ③）。○

- ・ 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない（362 III）。

- ・ 代表取締役は会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（349 IV）。代表取締役の**代表権は包括的**であり、それを会社の**内部的において制限**しても**善意の第三者に対抗できない**（349 V）。○

- ・ 代表取締役は会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限があるので、代表取締役が会社を代表して訴訟行為をしたり取引行為をしたりした場合は、その行為の効果は会社に帰属することになる。**例えば**、A社の代表取締役Bが、A社を代表して、Cから中古の機械を100万円で買った場合、Bの行為の効果はA社に帰属するので、Cは、売買契約に基づく代金100万円の支払いをA社に請求できることになる。○

4 代表取締役に関する諸問題

(1) 代表権の濫用

→代表取締役が、代金着服の意図など自己又は第三者の利益を図る目的で、会社を代表して法律行為をした場合を代表権の濫用という。民法で学習した代理権の濫用とよく似ている。

判例は、代表権の濫用の事例であっても代表者が権限の範囲内でした行為として **原則有効**（代表者の行為の会社への効果帰属）であるが、取引の相手方が、代表取締役が 代表権を濫用 していることについて代表者の 真意を知り又は知り得たとき（代表権の濫用につき悪意又は有過失）は、その 相手方は保護に値しないので、**民法93条但書を類推適用**して、その法律行為は無効（代表者の行為の会社への効果帰属を否定）になるとしている（**最判昭38.9.5**、**最判昭51.11.26**）。●

例えば、会社の代表者Aが、代金を着服する意図で、会社を代表して相手方に会社で製造している商品を売ってその代金を着服した場合、そのような代表権の濫用があっても、その代表行為が客観的に代表者の権限に含まれる限り、売買は原則有効（会社に効果帰属）なものとして、相手方は会社に対して目的物の引渡しを請求することができる。しかし、相手方が、代表者の代表権濫用の意図を知っていたか、知ることができたときは、民法93条但書の類推適用により売買は無効（代表者の行為の会社への効果不帰属）となり、相手方は会社に対して目的物の引渡請求をできないことになる。○

関連問題：H26 司法論文設問2

(2) 362条4項が要求する取締役会の決議を欠く代表取締役の行為の効力

ア 重要な財産の処分・重要な財産の譲受け・多額の借財の意義

→取締役会設置会社が、重要な財産の処分及び譲受け (362IV①)、多額の借財 (362IV②) をするときには、取締役会の決議を経なければならない (362IV)。代表取締役は、取締役会の決議を経た上でこれら行為を業務執行としてすることになる。○

・重要な財産の処分・譲受け

「重要」(362IV①)といえるかについては、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様などの事情を総合的に考慮して判断するとした判例がある (最判平 6.1.20)。●

平成6年判決は、上記判断枠組みを示した上で、本件株式の譲渡が重要な財産の処分に該当するかにつき、本件株式の帳簿価額は7800万円で、これは本件会社の総資産47億8640万円余の約1.6パーセントに相当し、本件株式はその適正時価が把握し難くその代価いかんによっては本件会社の資産及び損益に著しい影響を与え得るものであることや、本件株式の譲渡は本件会社の営業のため通常行われる取引に属さないものであることなどを指摘して、結論として、本件株式の譲渡は362条4項1号にいう重要な財産の処分に当たるとした。

・H27 司法論文設問2 (出題の趣旨・抜粋)

仮に、本件について事業譲渡に該当しないとした場合には、本件の取引が「重要な財産の処分」(会社法第362条第4項第1号)に該当するかどうかを検討することとなる。その際には、重要性の判断基準について、判例 (最高裁平成6年1月20日第一小法廷判決・民集48巻1号1頁参照)は、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと判示しているところ、本件でも、事案に即して論ずる必要がある。

- ・多額の借財

「多額」(362IV②)についても前記「重要」と同様の考慮要素から判断する。●

関連問題：H26 司法論文設問2

- ・保証も多額の借財でいう「借財」に含まれると解されているので、保証の額が多額といえるときは、多額の借財に当たるものとして取締役会の決議が必要となる。○

関連問題：H20 司法論文第2問設問1

イ 取締役会の決議を欠く重要な財産の処分等の効力

→代表取締役が取締役会の決議を経ずにした「重要な財産の処分」、「重要な財産の譲受け」(362IV①)及び「多額の借財」(362IV②)の効力をどのように解すべきなのかが問題となる。

代表取締役が取締役会決議を経ずにした重要な財産の処分等は、それが対外的に代表権のある者によりされていることや、単に会社の内部的意思決定を欠くに過ぎないことから、原則として有効(会社に効果帰属)であるが、相手方がその決議を経ていないことを知り、又は知り得たとき(悪意・有過失)は、その相手方を保護する必要はない。そこで、民法93条但書を類推適用してその取引の効力は生じない(会社に効果不帰属)と解されている。●

判旨には民法93条但書類推適用との法律構成が明示されていないが、判旨の内容から判例はこの法律構成をとっていると理解されている(最判昭40.9.22, 最判平21.4.17)。

関連問題：司法論文H20, H26

- ・関連問題：H20 司法論文第2問設問1(出題の趣旨・抜粋)

設問1は、取締役会の承認を受けずに締結された保証契約の効力〔中略〕の問題点を指摘させるものである。まず、保証契約の効力については、甲社が丙銀行との間で締結した金銭消費貸借契約と、これを主たる債務として乙社が丙銀行との間で締結した保証契約は、いずれも、〔注：本問の事情から「多額」といえるので、〕「多額の借財」(会社法第362条第4項第2号)に当たるものとして、それぞれの会社の取締役会の承認を受けなければならないものと考えられるが、本件では、いずれについても、取締役会の承認を受けていないため、その効力が問題となる。

この問題点の解決に当たっては、様々な理論構成を用いることが考えられるが、例えば、民法第93条ただし書を類推適用する判例の立場を採った場合には、取締役会の承認を受けていないことを知らなかったことについて丙銀行の側に過失がなかったかどうかという点につき、事例に即して丁寧に吟味することが求められる。

6 取締役と会社に関する問題

(1) 取締役の一般的注意義務

→会社と取締役とは委任契約の関係にあるため(330)、取締役は、会社に対して、委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務(善管注意義務)を負う(330, 民644)。また、取締役は、会社に対して、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行う義務(忠実義務)を負う(355)。○

これから学習する取締役の義務違反が認められる場合は、後で学習する取締役の会社に対する任務懈怠による損害賠償責任(423 I)や、取締役の第三者に対する損害賠償責任(429)の責任発生要件となることを意識しておくことが重要である。

- 取締役の忠実義務は善管注意義務を注意的に規定したものでありその内容に実質的な違いはないと解されている。この点について判例も、忠実義務の規定は、善管注意義務の規定を一層明確にしたものにとどまり、善管注意義務とは異なる別個の高度の義務を課すものではないとしている(最大判昭45.6.24)。○

(2) 取締役の監視義務

→代表取締役などの業務執行者が、取締役会の決議を要する行為を、その決議を経ずに独断でなして会社に損害を生じさせた場合は、当該業務執行者が423条1項の任務懈怠責任として会社に損害賠償責任を負うことは当然であるが、他の取締役も任務懈怠責任を負うのかが問題となる。

取締役会は取締役の職務執行を監督する義務を負うことから(362Ⅱ②)、その取締役会を構成する各取締役は、取締役会の決議に上程された事項だけでなく、代表取締役の業務執行一般を監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする義務(いわゆる監視義務)を善管注意義務の一内容として負うものと解されている。これと同旨の判例がある。(最判昭48.5.22)。○

代表取締役が取締役会の決議を要する行為を、その決議を経ずに独断でなして会社に損害を生じさせた場合、監視義務を怠った他の取締役は、任務懈怠により会社に発生した損害につき、会社に対して損害賠償責任を負うことになる(423Ⅰ)。任務懈怠に基づく損害賠償請求権が肯定されるためには、監視義務違反という任務懈怠と会社の損害発生との間に因果関係があることが要求されているので、事例問題の処理では因果関係の有無を指摘する必要がある。○

関連問題：司法論文 H22 設問 1②, H26 設問 3

・監視義務違反の任務懈怠は、429条1項に基づく取締役の第三者に対する損害賠償責任の要件にもなるので、監視義務を怠ったことで第三者に損害を生じさせた取締役は、429条1項に基づき監視義務違反と因果関係にある第三者の損害を賠償する義務がある。○

・名目だけの取締役の任務懈怠責任 ○

取締役は代表取締役の行為一般につき監視義務を負うことから、取締役として適法に選任はされているものの、名目だけの取締役で日頃から何ら業務執行の決定に関わっていないいわゆる名目的取締役であっても監視義務違反として任務懈怠責任を負うことが肯定される(423Ⅰ, 429)。

・H26 司法論文設問 3 (出題の趣旨・抜粋)

損害と因果関係のある任務懈怠として、Dの監視義務違反が認められるか否かを事案に即して検討することが求められる。

(3) 経営判断の原則

→会社が利潤を追求するにはときには冒険的な経営をすることが必要であり、それが最終的に株主の利益にもつながる。会社の利潤追求に必要な取締役の経営判断を萎縮させない趣旨から、取締役の経営判断によって会社に損害が生じた場合にその結果だけをみて善管注意義務違反を肯定するのは妥当ではない。そこで、裁判所が取締役の善管注意義務や忠実義務の違反による任務懈怠の有無を判断する際は、会社に損害が発生したことを捉えて事後的な評価をするのではなく、①当該行為がなされた当時の当該会社の属する業界における通常の経営者の知識・経験を基準として、②取締役の経営判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがあり、③その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理であるといえるときに限り、取締役の善管注意義務の違反が肯定されると解されている。●

関連問題：H19 司法論文第1問 設問2

- ・上記のような判断枠組みを経営判断の原則という。この判断枠組みの特徴は、裁判所は経営者の経営判断を尊重するために、経営の内容の合理性を直接審査するのではなく、取締役の経営判断の過程の合理性を審査するところにある。○
- ・経営判断の原則は、取締役が会社の発展や会社の利潤を追求するためにした冒険的な経営判断についての善管注意義務違反の成立範囲を限定する法理なので、故意による法令違反や、取締役と会社との利益が衝突する場面（例：利益相反取引や競業取引など）では、経営判断原則はその趣旨が妥当しないので適用されない。○

(6) 内部統制システムの構築義務

ア 意義

→内部統制システム（リスク管理体制）とは、取締役の職務が法令・定款に適合することを確保するための体制をいう。○

- ・取締役会非設置会社における取締役及び取締役会設置会社における取締役会は、内部統制システムに関する事項を決定する権限がある（348Ⅲ④、362Ⅳ⑥）。
- ・大会社〔資本金5億円以上又は負債の額200億円以上の会社・2⑥〕の取締役会設置会社では、取締役会は内部統制システムの整備を決定しなければならず（362Ⅴ）、取締役は、善管注意義務や忠実義務の一内容として、取締役会において、会社が営む事業の規模や特性等に応じた内部統制システムを決定する義務を負う（決定義務）。そして、代表取締役等（業務執行権限を有する取締役）は、善管注意義務等の一内容として、取締役会の決定に基づいて、事業の規模等に応じた内部統制システムを構築して運用する義務を負う（体制の構築義務と運用義務）。○

関連問題：司法論文 H28 設問 3

- ・内部統制システムに関する善管注意義務や忠実義務の一内容の整理 ○
①取締役の取締役会での決定義務，②代表取締役等の体制構築義務と運用義務
- ・指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は、大会社でなくても内部統制システムの構築が義務付けられている。指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は、内部統制システムの概要を取締役会で決定しなければならない（416Ⅰホ、416Ⅱ、399の13Ⅰ①ハ、399の13Ⅱ）。
- ・H28 司法論文設問 3(1)(2)（採点実感・抜粋）
大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、内部統制システムの整備を決定しなければならず（会社法第362条第5項、第4項第6号）、善管注意義務（会社法第330条、民法第644条）及び忠実義務（会社法第355条）の一内容として、取締役は、取締役会において、会社が営む事業の規模や特性等に応じた内部統制システムを決定する義務を負い、代表取締役等は、取締役会の決定に基づいて、事業の規模等に応じた内部統制システムを構築して運用する義務を負うことについて、的確に論ずることが求められる。

イ 内部統制システムの決定義務・構築義務・運用義務と任務懈怠

→取締役が、善管注意義務の一内容として前記の決定義務、構築義務又は運用義務に違反したことで会社に損害を発生させた場合、取締役は善管注意義務に違反したものとして任務懈怠責任に基づき会社に損害賠償責任を負う（423 I）。取締役の前記各義務違反により第三者に損害が発生した場合は、取締役は第三者に対して損害賠償責任を負う（429 I）。○

注：423条1項責任や429条1項責任については後で学習する。

・**体制構築義務の内容**につき、最高裁は、体制構築義務の内容につき一般論を示していないが、取締役は、通常予測される不正行為を防止しうる程度の管理体制を構築する義務を負い、「巧妙に偽装するという、通常容易に想定し難い方法」による不正を防止しうる程度の管理体制を構築する義務までは負わないとしている（**最判平 21.7.9**）。○

・**運用義務の内容**については、取締役は、相当な内容の内部統制システムが外形的に問題なく機能している場合は、あえて疑念を差し挟むような特段の事情がない限り、他の役職員の報告どおりに業務が遂行されているものと信頼することが許容され、その信頼に基づき他の役職員の業務遂行の内容を確認しなかったとしても運用義務違反は認められないと解されている。○

この点について、最高裁は、運用義務という言葉を用いていないが、「販売会社との間で過去に紛争が生じたことがなく、監査法人も上告人〔会社〕の財務諸表につき適正であるとの意見を表明していたというのであるから、財務部が、Bらによる巧妙な偽装工作の結果、販売会社から適正な売掛金残高確認書を受領しているものと認識し、直接販売会社に売掛金債権の存在等を確認しなかったとしても、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということとはできない」ということを理由の1つとして取締役の義務違反を否定している。学説からは、最高裁は管理体制の運用義務に違反があるかを判断する際に、あえて疑念を差し挟むような特段の事情がない限り、他の役職員の報告どおりに業務が遂行されているものと信頼することが許容されるか否かという視点を取り入れていると評価されている（**最判平 21.7.9**）。なお、この判例は、体制整備義務と運用義務とを明確に区別しているわけではないので、判旨の構造が若干分かりづらいところがある。

第5章 役員等の損害賠償責任

1 会社に対する損害賠償責任（423 I）

(1) 意義

→取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人の役員等は、その任務を怠ったこと（任務懈怠）により会社に損害を生じさせたときは、会社に対して、その損害を賠償する責任を負う（423 I）。本条の損害賠償責任は、役員等の会社に対する任務懈怠責任といわれることがある。○

関連問題：司法論文 H18, H19, H22, H24, H26, H27, H28
予備論文 H30

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

423条1項 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 要件

→論文試験で423条1項責任を論じるときは、各要件の充足性の検討が重要となることが多いので、この下にあるように簡単に要件を示して（規範定立）、あてはめに力を入れた答案を作ると良い。○

〔論証例〕 423条1項責任の要件 ショート版 ●

423条1項に基づく役員等の会社に対する損害賠償責任が認められるためには、①役員等の任務懈怠、②帰責事由（故意または過失）、③会社の損害発生、④任務懈怠と会社の損害発生との間に因果関係が認められることが必要となる。

・H28 司法論文設問3（出題の趣旨・抜粋）

設問3においては、取締役は、株式会社に対し、その任務を怠ったこと（任務懈怠）によって生じた損害を賠償する責任を負うこと（会社法第423条第1項）や、任務懈怠責任は、取締役の株式会社に対する債務不履行責任の性質を有するため、任務懈怠、会社の損害、任務懈怠と損害との間の因果関係に加え、取締役の帰責事由が必要であること（会社法第428条第1項参照）について理解していることが前提となる。

- ・ **任務懈怠**とは、〔①〕取締役をはじめとする**役員等を名宛人**として、会社に対する一般的な注意義務を課す善管注意義務や忠実義務の規定や、〔②〕その一般的な注意義務を具体化して取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定だけでなく〔③〕、会社法その他の法令中の、会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定に違反する場合も含まれる（最判平12.7.7）。○

第6章 責任追及等の訴え（株主代表訴訟）

1 意義

→役員等の任務懈怠により会社に損害が発生した場合、株主は、役員等の責任を追及する等の訴え（**責任追及等の訴え**）を提起することができる（847）。この訴えを**株主代表訴訟**という。○

- ・役員等の任務懈怠により会社に損害が発生した場合、会社は役員に対して損害賠償請求をすることができる。しかし、役員等の仲間意識から会社が役員等の責任を追及しない可能性があるため、会社法は、株主が役員等の責任を追及できることを認めたところに株主代表訴訟の**意義**がある。○

2 株主代表訴訟の手続

(1) 会社に対する提訴請求

- ・株主（公開会社においては6月前から株式を保有する株主）は、会社に対して、会社が責任追及の対象となる役員等に対して責任追及の訴えを提起するよう請求（提訴請求）できる（847 I 本文，847 II）。株主による提訴請求権は単独株主権である。◇

- ・株主の提訴請求があった場合、監査役設置会社では監査役が会社を代表して訴えを提起するか否かを判断して必要があれば訴え提起する（386 I ①）。◇

関連問題：H24 司法論文設問 2(2)

(2) 株主による訴え提起

- ・提訴請求の日から60日以内に、会社が責任追及等の訴えを提起しないときは、株主は、責任追及等の訴えを提起することができる（847 III）。◇

- ・前記60日の期間が経過してしまうと会社に回復することができない損害が生じるおそれがあるときは、株主は、提訴請求を経ずに、直ちに責任追及等の訴えを提起できる（847 V）。◇

3 責任追及等の訴えの対象

→以下の①から⑦が847条の責任追及等の訴えの対象なる。

- ① 423条1項の役員等の任務懈怠責任に基づく会社に対する損害賠償責任をはじめとする役員等の会社に対する責任を追及する訴え ○
- ② 102条の2第1項の出資の履行を仮装した設立時募集株式の引受人の金銭の全額支払いを求める訴え ◇
- ③ 212条1項の不正な払込金額で株式を引き受けた者の差額支払いを求める訴え、及び現物出資の不足額の支払いを求める訴え ◇
- ④ 285条1項の不正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の差額の支払いを求める訴え
- ⑤ 120条3項の株主の権利の行使に関して利益の供与を受けた者に対する利益の返還を求める訴え ○
- ⑥ 213条の2第1項の出資の履行を仮装した募集株式の引受人に対する全額支払いを求める訴え ◇
- ⑦ 286条の2第1項の新株予約権に係る払込み等を仮装した新株予約権者に対する全額支払いを求める訴え

[調整余白]

[調整余白]

問題

次の事実を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事実〕

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、冷凍食品の製造・販売を営む会社であり、世界各地の民族料理について現地の味を再現した商品が消費者から支持を得ていた。甲社は、取締役会設置会社であり、大会社ではない会社である。

甲社では、事業規模が拡大したことに伴い、全社的なリスク管理体制を整備することとし、特に食品会社であることから品質管理に重点を置き、検査の精密化、問題発生時の対応マニュアルの策定、情報伝達の経路等が細かく定められた。これに従えば、品質上の問題が生じた場合、その情報については現場担当者から責任者に伝えられ、そこから担当取締役に伝達される過程で他の取締役に情報も共有されることとなっていた。

2. 甲社は、会社の知名度を上げ、業績を伸ばし、株主の利益を向上させていく契機とするために、発行する株式を国内の金融商品取引所に上場するという計画を進めていくこととした。甲社は、3年計画で上場を目指すこととし、このための対策チームを立ち上げて、具体的な計画案を策定し、株式上場に向けた作業を着実に進めていた。

3. 取締役Bは、甲社の代表取締役以外の取締役であって、甲社の取締役会の決議によって、同社の品質管理を含めた製造・販売部門の業務を執行する取締役（いわゆる「業務担当取締役」）とされていた。Bは、生産ラインの従業員から直接、期間限定で発売している商品について、食品衛生法上、日本では使用が認められていない添加物が含まれている疑いがある旨の報告を受けた。Bが問題となっている素材のサンプルを使って独自に検査機関に検査を依頼したところ、検査結果から従業員からの報告内容が事実であることが確実となった。これに関して、Bは、当該事実を公表し、真摯な反省を表明し、消費者の信頼回復に努めた方が、一時的な売上げの減少や収益の悪化は見込まれるものの、中長期的に見れば甲社の損失が少なくなるものと判断したが、事実の公表により上場計画に支障が生じてしまうことをおそれ、さらには自らの責任問題に発展しかねないことを危惧し、リスクはあるものの不正が発覚しないことに望みをかけて、事実を隠蔽することにしてしまった。

一方で、代表取締役であるAは、Bの不審な動きに気が付き、何かしらの問題が起きていることを察知したものの、Bに「何か問題でもあったのか。」と問いかけるのみで、これに対してBが判然とした受答えをしなかったにもかかわらず、Bとの接触が確認された従業員に直接報告を求めたり、独自に調査を始めたかといった手段を講ずることもなく、これを放置した。

他方、取締役Cは、甲社の代表取締役以外の取締役であって、開発部門を担当している。Cは、新商品開発のために、日本人の口に合う未知の料理を探し求めて長期の海外出張中であった。添加物混入の件が、通常の伝達経路を辿っていたならば、Cにも知る機会があった。しかし、品質に問題が生じた件は、品質管理マニュアルに従わず、従業員から担当取締役であるBに直接伝達されてしまったため、Cには情報の伝達を受ける機会がなく、Cはこの件について何ら知ることはなかった。

4. しかし、甲社の従業員が添加物の混入に関する事実をマスコミに公表したことにより、上記事実は世間に知れるところとなり、上記事実を隠蔽しようとした対応も含め、甲社の商品に対する消費者の信頼は失墜し、また売上げも大きく減少した。このために、当面の間、甲社は株式を上場できないことが確定的になってしまった。

なお、甲社の株式は、現在に至るまで日本国内の金融商品取引所には上場されていない。

[設問] 事実4に示された事実により甲社に生じた損害につき、取締役A、B及びCが甲社に対して損害賠償責任を負うかを論じなさい。

〔メモ欄〕 答案構成に使用してください。

[メモ欄] 答案構成に使用してください。

解答例

1 **事実4の甲社に発生した損害**につき、423条1項に基づくAらの会社に対する損害賠償責任が認められるためには、①**役員等の任務懈怠**、②**帰責事由**（故意または過失）、③**会社の損害発生**、④**任務懈怠と会社の損害発生との間に因果関係**が認められることが必要となる。

2 Bの責任

(1)ア まず、甲社の取締役として**役員等**に当たるBに任務懈怠があるかを検討する。**任務懈怠**とは、取締役がなすべき義務を怠ったことをいい、これには、善管注意義務・忠実義務という一般的な注意義務違反の他に、取締役や会社を名宛人とする義務規定に違反することも含むと考える。

イ Bは、品質管理を含めた製造・販売部門の業務を執行する取締役として、検査の結果、甲社で製造している商品に食品衛生法上、日本で使用が認められていない添加物が含まれている事実を知ったのであれば、その旨を会社に報告をした上で、直ちにその添加物の使用の停止し、既に商品を購入した消費者に対して適切な措置を講ずる義務を**善管注意義務**（330条、民法644条）として負っているといえる。

甲が、前記事実を公表し消費者の信頼の回復に努めた方が中長期的に甲社の損失が少なくなると考えたにもかかわらず、最終的には、自らの責任問題に発展しかねないことを危惧して前記事実を隠蔽し、販売が継続される状況を作り出したことは、**善管注意義務違反の任務懈怠**に当たるし、**食品衛生法という会社を名宛人とした法令に違反する行為**をしていること自体も**任務懈怠**になる。Bはこの事実を認識しているので故意による**帰責事由**が認められる。

(2) Bが上記任務を怠ったことで、その後、甲社の従業員に前記事実をマスコミに公表されて**事実4記載の損害が甲社に発生**しているため、Bの任務懈怠と甲社の損害発生との間に**因果関係**が認められる。

(3) 以上より、423条1項の要件を満たすため、Bは、甲社に対して、事実4の損害につき損害賠償責任を負う。

3 Aの責任

(1)ア 甲社の代表取締役であるAは、直接に隠蔽行為を行ったわけではない。しかし、Bの不審な行動について認識していたという事情があるため、Aに任務懈怠があるかを検討する。

イ 甲社は、特に食品会社であることから品質管理に重点を置き、検査の精密化、問題発生時の対応マニュアルの策定、情報伝達の経路等が細かく定められた全社的なリスク管理体制を整備している。これは甲社の事業内容から、合理的な内容のリスク管理体制といえる。甲社は大会社ではないため、リスク管理体制を構築する義務はないが

(362条5項参照), 362条4項6号を根拠に取締役会の権限で合理的な内容のリスク管理体制が構築されている場合には, 取締役は, 相当な内容の内部統制システムが外形的に問題なく機能している場合は, あえて疑念を差し挟むような特段の事情がない限り, 他の役職員の報告どおりに業務が遂行されているものと信頼することが許容され, その信頼に基づき他の役職員の業務遂行の内容を確認しなかったとしても善管注意義務の任務懈怠はないと考える。もっとも, 違反行為の端緒を認識した場合には, これを確認した上で適切に対処すべき義務を負うのは当然であり, これを尽くさなかった場合には, 任務懈怠があったといえる。

ウ **本問をみると**, 代表取締役Aは, 取締役であるBの行動を不審に思い, 直接問い質したものの, 合理的な説明を受けられなかった事実があることから, 前記疑念を差し挟むような特段の事情がある。それにもかかわらず, Bと接触した従業員から事情を聴取する等, 独自に調査することなく, 漫然とこれを放置して適切に対処していなかったため, Aに任務懈怠があったといえる。また, Aは調査の不履行の事実を認識しているので, 故意による**帰責事由**が認められる。

(2) Aが独自に調査していれば食品衛生法違反の事実を認識し, 会社の信用失墜により会社に損害が発生するのを防止するために, 違反事実の公表と謝罪をした上で迅速に違反商品を回収するなどして, **甲社に事実4の損害が発生**することを防止できたと考えられる。したがって, **役員等**であるAの任務懈怠と甲社の損害発生との間に**因果関係**が認められる。

(3) 以上より, 423条1項の要件を満たすため, Aは, 甲社に対して, 事実4の損害につき損害賠償責任を負う。

4 Cの責任

(1) まず, Cに任務懈怠が認められるかを検討する。**取締役会**は取締役の職務執行を**監督する義務**を負うことから(362条2項2号), その取締役会を構成する各取締役は業務執行権限のある取締役の業務執行一般を監視し, 取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする義務(監視義務)を善管注意義務の一内容として負うと考える。もっとも, 前述のとおり, 合理的な内容のリスク管理体制が構築されているときは, あえて疑念を差し挟むような特段の事情がない限り, 他の役職員の報告どおりに業務が遂行されているものと信頼することが許容されるべきなので, Cに善管注意義務違反の任務懈怠が認められるかは, 前記3(1)イと同様の基準で判断する。

(2) **本問をみると**, 取締役Cは, 長期海外出張中であり, 情報が定められたリスク管理体制に従い伝達されなかったことから, 取締役Bの隠蔽行為についてあえて**疑念**を差し挟むような**特段の事情**がなかったといえる。したがって, Cには監視義務違反の任務懈怠はない。

以上より，423条1項の要件を満たさず，Cは，甲社に対して，事実4の損害につき損害賠償責任を負わない。

以上

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU18618